

## 仕様書

### 1 業務名 日本遺産「一本の水路」RPG 開発企画運営業務

### 2 業務の目的

本業務では、日本遺産「一本の水路」RPG の開発を通じて、DX技術を推進し、日本遺産に認定された地域の魅力を発信するとともに、事業の実施に当たりDX人材に関わってもらうことで、郷土愛を醸成し関係・交流人口の創出を図るほか、観光誘客や地域活性化に寄与することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

### 4 基本方針

- (1) 日本遺産ストーリーのプロモーション及び本業務の目的達成に資するRPGを制作すること。
- (2) RPGの企画及び制作については、日本遺産「一本の水路」のストーリー等を熟知した上で行うこと。
- (3) ゲーム形式は日本遺産「一本の水路」のストーリーと親和性の高いRPG形式とすること。
- (4) RPGのストーリーを進めることで、プレイヤーの日本遺産「一本の水路」に関する知識を高め、日本遺産認定ストーリーのプロモーション効果を高める内容にすること。

### 5 業務内容

本業務の目的を達成するため、基本方針に基づき次の(1)から(2)までの業務を実施すること。

- (1) RPGのデモンストレーション版（以下「デモ版」という。）制作・モニタープレイ等の企画に関する業務

RPG制作の進捗管理及び以下のアからオまでの業務を実施することとし、令和8年3月31日（火）までに完了すること。

なお、実施内容、開催時期及び会場等に関しては、発注者と協議の上決定すること。

ア 日本遺産ストーリーやその構成文化財を含む歴史や文化の要素を加味して、RPGのストーリーを提案し、デモ版の制作をすること。

イ 4の基本方針を踏まえてRPGを制作すること。

また、GPS機能を使用し、プレイヤーが日本遺産「一本の水路」の構成文化財をはじめ、日本遺産認定地域を実際に訪れる動機付けになるような内容をゲーム内に盛り込むこと。

ウ 発注者が実施するワークショップやプロモーションイベントにおいては、必要に応じ制作途中のRPGを提供するとともに、その他可能な範囲で協力及び支援を行うこと。

エ 上記ウのワークショップやプロモーションイベントの実施を通じて得られた、有用性の高いアイデア等は、RPG制作において積極的に取り入れ、最大限に活用すること。

オ 事業の実施に関する報告書を作成し提出すること。なお、実施報告書には次に掲げる事項を含めること。

(ア) 構築した RPG の機能を説明する資料（例：フローチャート、RPG プレイ時の画像データ、収集されたデータの保管方法）

(イ) その他今後のフィードバックに活用できる資料や集計データ等

## (2) フィードバック・検証・本番環境 RPG 制作等に関する業務

RPG 制作の進捗管理及び以下のアからカまでの業務を実施することとし、令和 9 年 1 月 29 日（金）までに完了すること。

なお、実施内容、開催時期及び会場等に関しては、発注者と協議の上決定すること。

ア (1) により制作したデモ版の制作実績や発注者が実施したワークショップ及びプロモーションイベントの結果から、フィードバックを行い、本番環境の RPG 完成のため、更なる磨き上げを行うこと。

イ 4 の基本方針を踏まえて RPG を制作すること。

また、GPS 機能を使用し、プレイヤーが日本遺産「一本の水路」の構成文化財等を現地訪問することで、特別アイテム等が得られる設定にするなど、観光誘客や交流人口増加へ向けた動機付けをゲーム内に設定すること。

ウ 発注者が実施するワークショップやプロモーションイベントにおいては、必要に応じ制作途中の RPG を提供するとともに、その他可能な範囲で協力および支援を行うこと。

エ 上記ウのワークショップやプロモーションイベントの実施を通じて得られた、有用性の高いアイデア等は、RPG 制作において積極的に取り入れ、最大限に活用すること。

オ ユーザーの動向やプレイ状況を的確に把握し、成果を測るため、RPG のダウンロード数や GPS 機能を利用した現地への訪問者数が把握できる仕組みを搭載すること。

カ 事業の実施に関する報告書を作成し提出すること。なお、実施報告書には次に掲げる事項を含めること。

(ア) 構築した RPG の機能を説明する資料（例：フローチャート、RPG プレイ時の画像データ、収集されたデータの保管方法）

(イ) その他今後のフィードバックに活用できる資料や集計データ等

## 6 その他、提案上限価格内で実施可能な企画提案（任意）

本仕様書に記載された業務以外で、本業務の提案上限価格の範囲内で企画できるものがあれば、提案すること。

## 7 成果品の納期

5 業務内容の（1）については令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

5 業務内容の（2）については令和 9 年 1 月 29 日（金）までとする。

## 8 納品場所

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

## 9 留意事項

- (1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を統括的に指揮する業務責任者を選任し、市にその氏名を書面で通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。また、業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。
- (2) 受注者は、業務の遂行について市に随時報告を行うものとする。
- (3) 業務に関する打合せ等を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ等に要する受注者の移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (4) 業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報、郡山市の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 受注者等が所有する写真等を使用する場合には、著作権、肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- (9) 本業務において制作された成果品は、契約期間に関わらず、市に帰属するものとする。
- (10) 不測の事態が発生した場合や、事業スケジュール等に重要な変更が生じる場合は、速やかに市に報告し、協議すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、市及び受注者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上、当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。